

指定管理者に係る個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 指定管理者は、個人情報の保護の重要性を認識し、公の施設の管理業務において処理する個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び多摩市個人情報保護条例（平成11年多摩市条例第1号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(指定管理者の責務)

第2条 指定管理者は、公の施設の管理業務（以下「指定管理業務」という。）に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。指定期間が終了し、又は指定の取消し等された後においても同様とする。

(個人情報保護管理者の設置)

第3条 指定管理者は、個人情報を適正に管理するため、個人情報保護管理者（以下「個人情報管理者」という。）を置かなければならない。

2 指定管理者は、個人情報管理者を定めたときは、多摩市（以下「市」という。）に報告しなければならない。個人情報管理者を変更した場合も同様とする。

3 個人情報管理者は、個人情報を適正に管理するほか、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(被使用者への教育・指導等)

第4条 個人情報管理者は、指定管理業務に従事する者に対し、個人情報の保護の重要性及び適正な取扱い義務を教育するとともに、在職中及び退職後においても指定管理業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を指導及び監督しなければならない。

(適正な管理)

第5条 指定管理者は、指定管理業務に係る個人情報の改ざん、滅失、き損及び漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、指定管理業務に係る個人情報の取扱いに際し、当該個人情報を取り扱う者及び作業場所を限定しなければならない。

3 指定管理者は、指定管理業務に係る個人情報の取扱い及び保管に当たっては、当該個人情報とその他の個人情報を別にし、混在することがないようにしなければならない。

(収集の制限)

第6条 指定管理者は、指定管理業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該指定管理業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第7条 指定管理者は、市の文書による指示又は承諾があるときを除き、指定管理業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報を取り扱う業務の委託の制限)

第8条 指定管理者は、指定管理業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者にこれを取り扱わせてはならない。

2 指定管理者は、指定管理業務を処理するための個人情報を第三者に取り扱わせる必要があるときには、次の事項を書面に記載のうえ市に提出し、承諾を得なければならない。

- (1) 委託を必要とする理由
- (2) 委託事業者
- (3) 委託に伴う個人情報の種類及び件数
- (4) その他市が指定する事項

3 指定管理者は委託事業者に対して、委託業務に係る個人情報の改ざん、滅失、き損及び漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるよう指導しなければならない。

4 指定管理者は、委託業務に係る個人情報に関して生じた事故について、その一切の責任を負うものとする。

(複写等の禁止)

第9条 指定管理者は、市の指示又は承諾があるときを除き、指定管理業務を処理するための個人情報記録された資料等を当該業務の目的以外に複写し、複製し、又は加工してはならない。

(開示等請求)

第10条 指定管理者は、指定管理業務に係る個人情報に対しての開示等請求について、市から求めがあったときは、速やかにこれに応じなければならない。

(個人情報の取扱状況に関する市への報告)

第11条 個人情報管理者は、毎年1回、次の事項を書面により市に報告しなければならない。

- (1) 市から貸与している個人情報の種類及び件数
- (2) 指定管理者が収集した個人情報の種類及び件数
- (3) 現在保有する個人情報の種類及び件数
- (4) 個人情報取扱担当者名
- (5) 個人情報保管状況
- (6) 個人情報に関する苦情及びその対処結果
- (7) その他市が指定する事項

(資料等の返還等)

第12条 指定管理者は、指定管理業務を処理するために市から貸与され、又は指定管理者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、指定期間の終了又は指定の取消し等後直ちに市に返却し、又は引き渡さなければならない。電子計算組織等に個人情報がある場合には、これを消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、市が別に指示したときは、当該別に指示した方法によるものとする。

2 個人情報管理者は、前項の措置が終了したときは、速やかに前項の処理が終了した旨及び前条各号に規定する事項を市に報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第13条 指定管理者は、多摩市個人情報保護条例及びこの個人情報取扱特記事項に反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに事実を確認し、個人情報の保護に関する措置を取るとともに、市に報告し、市の指示に従うものとする。指定期間が終了し、又は指定の取消し等された後においても同様とする。

(指定管理業務の取消し等及び損害賠償)

第14条 市は、指定管理者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、指定管理業務の取消し、停止又は損害賠償の請求をすることができる。

2 指定管理者は、指定管理業務に従事する者が、多摩市個人情報保護条例第37条第1項又は第2項に違反したと認めるときは、直ちに市に報告しなければならない。

(調査・報告義務)

第15条 市は、指定管理業務における個人情報の取扱いに関し必要があると認めるときは、指定管理者に対し、調査を命じ、報告を求めることができる。